

SNS を主軸とした徳島新時代情報発信業務  
委託仕様書

徳島県生活環境部県民ふれあい課

## 1 業務名

SNSを主軸とした徳島新時代情報発信業務(以下、「本業務」という。)

## 2 本業務の委託期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

## 3 本業務の背景及び目的

現在、若者をはじめ幅広い年齢層でSNS利用率が高まり、本県でも、県政情報の発信や県民との情報共有手段として、「X(旧 Twitter)」「Facebook」「Instagram」といった「SNS」を積極的に活用しているところです。

本業務は、「SNS」を活用した広報を主軸とし、専門的知識や豊富な実践経験を有する人材により、SNS運用をはじめとする広報業務を戦略的に行うことで、より効果的な広報を展開し、県民が本県の魅力を再認識する「シビックプライド」を醸成するとともに、国内外からの本県の注目度・認知度を向上させることを目的としています。

## 4 本業務の概要

業務の範囲

- (1) SNS 運用分析・市場調査・アドバイス等業務
- (2) 「縦型ショート動画」の制作
- (3) SNS(Web) 広告の配信

※本業務の目的を達成するために必要な KPI を設定すること。

## 5 要件

### (1) SNS 運用分析・市場調査・アドバイス等業務

- ・SNS アカウントの精査(X,Facebook,Instagram,YouTube)
- ・運用体制・運用方針のプランニング
- ・日常的な投稿の分析(市場における反応調査等を含む)
- ・投稿内容等の提案
- ・その他、本県情報の効果的発信に資すること

### (2) 「縦型ショート動画」の制作

県政を身近に感じていただけるよう、次に掲げるコンテンツを制作し、成果物を納品する。

#### ①テーマ

10代をはじめとする若年者をターゲットとし、県の施策を分かりやすく紹介  
(例:進学、就職、結婚、とくしま回帰、大阪・関西万博等)

## ②コンセプト

ア 主なターゲットは隙間時間での視聴が多いとされる、10代をはじめとする若年者

イ 県公式 SNS (YouTube, Instagram, X, Facebook 等) で発信するため、  
スマホでの視聴を前提とした縦型で制作

ウ 県の施策を分かりやすく伝える、視聴しやすい動画

エ 動画イメージ

参考:「【徳島観光】県庁職員オススメ?海陽町の絶品グルメ!」

<https://www.youtube.com/shorts/Up2siCM-N9c>



## ③動画の長さ及び制作本数

テーマに沿った効果的な長さ、必要な本数を制作すること。

(最低10テーマ、10本以上制作すること。)

## ④特記事項

ア 原則として、動画制作に係る企画、取材、撮影、編集に至るまで一体的に受託者が行うこと。

なお、必要に応じて、県から動画素材等を提供することがある。

イ 本業務で撮影した動画素材等についても、併せて納品すること。

ウ 制作する動画にはテロップ・BGM・音響効果等を入れること。

エ 県が定めた動画のテーマについて、県と受託者が協議しながら構成すること。

オ 行政特有の堅苦しさを取り払った親しみやすい動画とすること。

カ 撮影にはスマートフォンやジンバル等を用い、手軽に質の良い動画を制作すること。

キ 県の職員等へ本業務の一連の流れ(取材・撮影・編集)に関する簡易的な技術指導を行うこと。

## (3) SNS(Web)広告の配信

### ① SNS(Web)広告の配信

・独自の広告配信方法を提案すること。

・広告画像の制作、各広告媒体への出稿など、SNS(Web)広告の配信にかかる一切の業務とする。

・配信対象地域は、「国内」及び「国外」とし、配信国は徳島県と協議の上、決定すること。

・配信地域の現地言語による発信を行うこと。

(現地で一般的に使用されている言語を使用すること。)

・徳島県が提供する写真や映像等の素材をもとに、広告に使用するバナーデザイン(静止画・動画)やキャッチフレーズ、広告見出しや説明文の制作を行うこと。

・SNS 広告による発信の際には効果的にハッシュタグを活用すること。

・テーマ別にターゲット層や情勢等を鑑み、徳島県と協議して決定した広告媒体への出稿作業を行うこと。

・徳島県による広告配信案のチェック時には、広告バナーと広告配信イメージ(どの媒体でど

のように広告が掲載されるのかが分かるもの)、各媒体で広告を出稿する際のターゲティング(オーディエンス)設定画面を徳島県に提出すること。

- ・徳島県による広告配信案の確認後、広告の配信を開始すること。
- ・出稿した広告について、受託者は運用状況を適宜確認・管理し、リーチ数やクリック率等の成果が良くない場合は、出稿期間中であっても広告媒体、ターゲティング先、広告画像等の変更を徳島県に提案し、変更や再出稿の作業とモニタリングを繰り返し行うことでリーチ数やクリック率等の改善を目指すこと。
- ・原則として、出稿の際に必要なアカウントは、受託者で用意することとし、作成したアカウントは徳島県に移譲することとする。ただし、出稿に適したアカウントを徳島県が保有する場合は、そちらを利用することを妨げない。

## ②広告実施の結果報告・検証

- ・実施した広告毎にインプレッション、リーチ数、クリック数(率)、クリック単価、シェア、いいね数、再生数、コメント数、内容等の結果を報告すること。
- ・実施した広告結果の検証・分析を行い、報告すること。

## ③ランディングページの制作にかかる一切の業務

ランディングページが必要な場合は、徳島県と協議の上、ランディングページの制作を行う

### ア デザイン

- ・受け手の目を引く、魅力的で洗練された美しいデザインであること。
- ・デザインの統一性と操作の一貫性を確保すること
- ・ユーザビリティ・アクセシビリティに配慮し、年齢層等に関わらず、誰もが見やすく、使いやすいページを目指すこととする。
- ・レイアウトやデザインについては、受託者が企画・制作するものとするが、適宜徳島県と協議を行いながら決定するものとする。
- ・ユーザーが欲しい情報を効率よく取得できるページとすること。
- ・対応ブラウザについて、Firefox、Google Chrome、Opera、Edge 及び Safari の契約締結日時点における最新バージョンに対応していること。また、契約日末日までその後の更新について対応すること。
- ・各言語のページについて、PC、スマートフォン、タブレットのそれぞれの端末に最適化したページを個別に制作すること(従来型携帯電話への対応は不要)。レスポンシブデザインは不可とする。
- ・契約終了と同時にランディングページを閉鎖すること。

※県ホームページでは、ユーザーエージェントを元に端末を判定しており、自動でページを切り替えている。

(参考)

県ホームページ(<https://www.pref.tokushima.lg.jp>)にスマートフォンでアクセス  
→ スマートフォンページ(<https://www.pref.tokushima.lg.jp/sp/>)に自動移動

県ホームページ(<https://www.pref.tokushima.lg.jp>)にタブレットでアクセス  
→ タブレットページ(<https://www.pref.tokushima.lg.jp/tb/>)に自動移動

## 6 成果品

### (1) 提出書類

- ア 業務実施報告書
- イ 効果測定レポート
- ウ この業務により制作した提案書一式
- エ この業務に使用した映像、画像、テキスト、イラストデータ一式
- オ この業務により制作した映像、画像、テキスト、イラストデータ一式
- カ その他委託者が指示するもの

### (2) 提出媒体

紙媒体及び電子媒体(DVD,CD-R等)各1部

### (3) 提出時期

委託業務完了報告書提出時期(ただし、随時協議の上作成する。)

### (4) 提出先

徳島県生活環境部県民ふれあい課広報・広聴担当

### (5) 効果測定レポートの内容

実施した広告毎にインプレッション、リーチ数、クリック数(率)、クリック単価、シェア、リポスト、いいね数、再生数、コメント数、項目別の集計(性別、年齢別、地域別、媒体別等)、配信に当たったの問題点、今後の課題等を盛り込み、総合的な評価を記すこと。

## 7 留意事項

- (1) 業務の実施に当たっては、徳島県と十分協議しながら事業を進めること。
- (2) 本業務に関連し、知り得た秘密は他人に漏らさないこと。
- (3) 進捗状況に応じて打合せを行うこととし、業務進捗状況、業務遂行に当たったの懸案事項・問題点及びその対処方法等必要な事項について協議し、徳島県の下承を受けて進めること。また、打合せにかかる受託者の旅費については、受託者の負担とすること。
- (4) イラスト、写真等の素材については、受託者の責任において著作権を有する原作者等の使用許

諾を行い、発注者が後に使用する場合においても問題が生じないようにすること。写真等の使用に際しては肖像権を侵害しないよう努め、疑義が生じた場合には受託者の責任において解決すること。

- (5) 受託者は、本業務の成果物(受託者が本業務より前から所有していた動画及びデータ等を除く)に係る全ての著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)及び、その他一切の知的財産権(この作品が著作物としての要件を満たさない場合の著作権的利用に関する一切の権利を含む)は、徳島県に帰属するものとする。
- (6) 受託者は本業務の成果物について、徳島県並びに徳島県より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し、著作者人格権(公表権、氏名表示権及び同一性保持権)及びその他一切の人格権を行使できないこととする。
- (7) 本業務において、広告原稿(広告画像及び動画における文字情報を含む。)を翻訳する必要があるときは、翻訳に係る費用は受託者の負担とすること。
- (8) 本業務の委託料をもって他の業務の経費を賄ってはならない。
- (9) 本業務に関係ない経費や公的な資金の用途として不適切と認められる経費は、対象経費として計上できない。また、必要な機器の購入等の財産の取得となる経費は認めていない。原則リースあるいはレンタルで対応すること。疑義がある場合は県と協議し、その指示に従うこと。
- (10) 県及び受託者のいずれにもその責を帰すことのできない事由等により、本業務内容等が一部変更又は中止となる場合においても、引き続き、受託者の責任により取り止め等の対応を行うものとする。
- (11) 成果品の送料及び保管料については受託者の負担とすること。
- (12) 業務完了時に委託業務完了報告書を提出すること。様式は徳島県が指定する。徳島県による検収確認後に請求書を受理して支払を行う。発注時には契約書を作成するものとする。
- (13) 業務内容に変更が生じた場合は、徳島県と受託者がその都度協議するものとし、契約条件の変更等について定めることとする。また、本業務の実施に当たって、不明瞭な点や改善の必要がある場合、又は、執行上の疑義が生じた場合は、徳島県と受託者が協議して定めることとする。
- (14) 上記の条件に違反した場合は、委託契約の全部又は一部を解除し、委託料を交付しない、若しくは交付している委託料の一部又は全部を返還させるものとする。